答弁第二八一号平成三十年五月十八日受領

内閣衆質一九六第二八一号

平成三十年五月十八日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員白石洋一君提出首相官邸の面会記録に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議

院議長

大

島

理

森

殿

衆議院議員白石洋一君提出首相官邸の面会記録に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「入室」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 内閣総理大臣官邸への入邸

に当たっては、訪問予定者に対し、訪問先への総理大臣官邸訪問予約届 (以下「訪問予約届」という。)

の事前提出を求め、入邸時にこれに記載されている内容と訪問予定者の身分証明書を照合し、 本人確認を

行っている。

訪問予約届は、 訪問予定者の入邸確認後、その使用目的を終えることに加え、これを全て保存すれば個

人情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理する必要が生じることもあり、 遅滞なく廃棄する取扱いとし

ているものであり、 これにより、 お尋ねの 「柳瀬唯夫元首相秘書官が、 首相官邸にて愛媛県関係者と面会

していたかどうか」について、確認することは困難である。